

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 樋口清士

年 月 日	令和3年4月16日他			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団・年会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100% (会費による活動が全て調査研究活動に当たるため)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 人権政策を中心とした政策研究・議員間の情報交換に係る活動。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回(2月、5月、9月、11月)に講演会を開催。(コロナ禍で5月、2月は開催中止。)</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の地方議員等が参加。</p> <p>県政等に関する情報を収集し、議会での質問に活用した。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	講演会	1
		※全て100%充当 合計 30,000円×100%×1年=30,000円		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 樋口清士

年 月 日	令和3年4月30日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費(4月～3月分)			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の県政発展に資する政策提言、及びその実現に係る活動。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回(2月、5月、8月、11月)に講演会を開催。(なお、今年度はコロナ禍で8月、11月は開催中止。)</p> <p>◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加。</p> <p>県政等に関する情報を収集し、議会での質問に活用した。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	月会費	5,220円	講演会、懇談会(引落手数料220円を含む)	3,6,8,10, 12,15,17 19,22,24 25,28
		※全て 66.6% 充当 合計 5,220円 × 66.6% × 12ヶ月 = 41,712円		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。
(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
 - 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 樋口清士					
年 月 日	令和3年5月14日				
表題と発行部数	広報紙「樋口清士県政報告 令和3年春号」 31,700部発行				
対 象 者	生駒市内				
発行目的	2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 95% その理由 (掲載記事は全て県政に関するものであり、顔写真、氏名の面積分を5%として、按分率を95%とした)				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和3年度予算の主要事業と当該事業に係るこれまでの質疑等 ◆新型コロナウイルス感染症対策の概要 ◆生駒市のインフラ整備の進捗状況 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の精算	領収書番号
	制作費	株式会社プットアップ・スタイル	133,140円	@4.2×31,700部	4
	新聞折込	スタイル	96,720円	@3.1×31,200部	4
	※全て95%充当 合計 252,846円 (229,860円×1.1) ×95%=240,203円				
備考	※31,700部のうち500部は個別配布用 添付資料: 「樋口清士県政報告 令和3年春号」				

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



樋口清士 県政報告

ひぐち きよひと

Kiyohito Higuchi NEWS

令和3年・春号

発行

【発行責任者】 樋口清士
〒630-0221
奈良県生駒市さつき台1-650-136
TEL&FAX:0743-76-8779
E-mail:higchan@outlook.jp

令和3年度 予算の審査

令和3年2月定例会において、令和3年度予算案(約5,367億円)、令和2年度補正予算案(約562億円)を含む84議案が審査、可決されました。

以下に、新年度の取組の中で、これまで一般質問等で指摘・提案を行ってきた事項についてご報告いたします。

地域デジタル化の推進

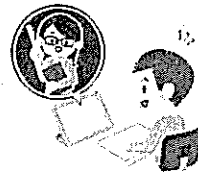
令和2年秋以降、国においてデジタル社会の構築に向けた議論が活発化しました。奈良県では、行政、家庭、経済の3分野におけるデジタル化のあり方を「地域デジタル化戦略」として取りまとめるとともに、県と市町村の行政のデジタル化(ICT環境の整備等)を先行して進めます。また、県内企業のデジタル化の推進に向けて、実態調査、デジタル活用方策の検討、伴走型支援等を実施します。

樋口の 指摘・提案

- ▶ 行政情報のデジタル化とオープンデータ化を庁内連携、産官学連携のもとに進められたい。(令和2年6月)
- ▶ 県内企業のデジタル化の遅れを踏まえ、実態調査とデジタル活用の支援に取組まれたい。(令和2年12月)

ICT教育の推進

コロナ禍での学習支援の必要性から、国が進めるGIGAスクール構想(情報端末の1人1台導入)が前倒しで実現することになりました。奈良県では令和2年度中に小・中学校で、令和3年度中に公立高校で1人1台端末を実現します。また、オンラインによる研修講座、研修リーダーの育成(STEM教育エバンジェリスト研修)など、引き続き教員全体のスキルアップに取組みます。

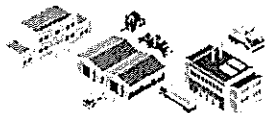


樋口の 指摘・提案

- ▶ GIGAスクール構想の実現に先立ち、情報端末を活用した学習内容の質向上のため、県教育委員会の体制を強化し、教員の研修・指導に取組まれたい。(令和元年12月)

工業ゾーンの創出

奈良県では、現在、工場の新規立地件数が全国・近畿で上位を占めていますが、産業用地が不足しています。そこで産業用地の創出に向けて、企業立地の潜在力の高い候補地において産業用地の創出を目指す市町村に対して、実現可能性調査への補助、アドバイザー派遣などの支援に取組みます。



樋口の 指摘・提案

- ▶ 清滝生駒道路(国道163号バイパス)沿道地域の企業立地ポテンシャルは高く、生駒市が新たな産業用地の創出に取組む際は協力・支援されたい。(令和元年12月)

文化の振興

今定例会で奈良県文化振興条例案を可決、制定しました。また、令和4年3月には天理市に「なら歴史芸術文化村」を開村するなど、今後、文化財の保存・継承、芸術文化の振興に向けた取組を拡充します。また、奈良公園において県立美術館を含む文化施設を活用した展示力向上の方策を検討します。



樋口の 指摘・提案

- ▶ 文化振興ビジョンの策定、文化財のデータベース化、芸術活動の振興や文化財の活用に向けたマネジメント人材の育成・組織整備に取組まれたい。(令和2年12月)

予算審査特別委員会において、新年度事業に対して様々な要請を行いました。その一部をご紹介します。

- ▶ 県域水道の一体化について、各事業体の財務状況、施設状況等を踏まえた精度の高い財政シミュレーションを早期に実施されたい。
- ▶ 交番・駐在所の統廃合の実施に当たり、生駒署跡地の活用も含めた効果的な施設配置、人材・機材の運用に取組まれたい。
- ▶ 体罰によらない子育て、就学前教育についての県の考えを、子育てに関わる全ての方々に浸透するよう、啓発等の取組を拡充されたい。
- ▶ コロナ禍で交通事業者の経営が厳しい状況を踏まえ、今後の交通需要の喚起に向けた取組等を積極的に支援されたい。

新型コロナ ウイルス 感染症対策

新型コロナウイルス感染症が国内で拡大し始めてから1年以上が経ちました。ワクチン接種は始まったものの、再び感染が急拡大する中、これまで以上

の感染対策が必要となっています。そこで、奈良県での、これまでの取組と今後の取組方針についてご報告いたします。

感染予防対策

奈良県では、これまで「感染者の早期発見・即時隔離」、「重症化予防」、「感染経路の類型化と類型に応じた注意喚起」を基本方針として、入院病床や宿泊療養施設の確保、診療・検査体制の強化、福祉施設での感染対策に対する支援などの取組を進めてきました。

その結果、大都市近郊の府県の中で10万人当たりの感染者数、重傷者数、死亡者数ともに低位となるなどの成果を上げていました。

しかしながら、3月下旬から再び感染が急拡大し、自宅療養ゼロの維持が困難となってきました。

そこで、4月中に宿泊療養施設(約170室)を新たに確保するとともに、4月15日に他府県に先駆け、感染症法に基づき、県内の病院に対して新型コロナウイルス感染者の受け入れ協力を要請しました。

併せて、今後、ワクチン接種の円滑な推進、福祉施設のクラスター対策に重点的に取組むこととしています。

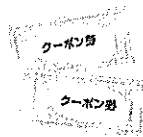
経済支援対策

感染拡大は、県内事業者に大きな打撃を与えました。特に、人の流れが大幅に減少したことにより、観光に関連する事業者への影響は計り知れないものとなりました。

奈良県では、中小企業・小規模事業者の資金繰りを切れ目無く支援するため県制度融資の貸付枠(当初は無利子・無保証料)を4,600億円まで順次拡大してきました。

また、県内消費の喚起のため、市町村が行うプレミアムクーポン券等の発行に対する支援、いまならキャンペーン(県内観光客に対する割引制度)などを実施してきました。その結果、令和3年2月末現在でのコロナ関連の県内倒産件数は7件に止まっています。

令和3年度も制度融資の貸付枠1,500億円を確保するとともに、いまならキャンペーンを引き続き実施するなど、状況を踏まえ適切に事業者支援を実施することとなります。



生駒市の インフラ整備の 進捗状況

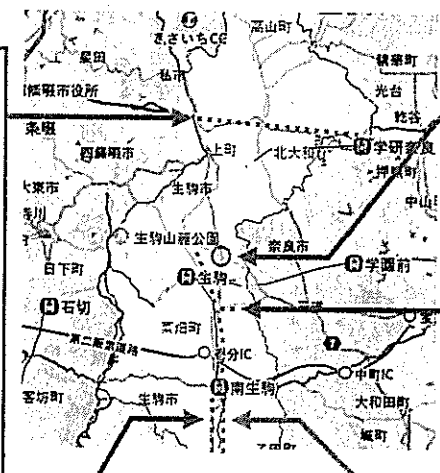
各事業の進捗状況を随時確認しつつ、事業の早期実施に向け、生駒市と連携して継続的に県に働きかけています。

国道163号(清滝生駒道路)の整備(国直轄事業)

- ▶平成27年度に高山大橋交差点前後の側道部400mと交差する県道枚方大和郡山線との一体整備を完了。
- ▶北田原工業団地等の用地取得を進めつつ平成30年度から改良工事を実施。
- ▶令和元年度に天野川を越える橋梁、高山大橋交差点の上を通過する本線高架橋の下部工事に着手。
- ▶高山大橋交差点から京都府境までの用地の先行取得を実施中。

国道168号小平尾バイパスの整備

- ▶北側の現道拡幅区間について、用地買収を実施中。用地買収を完了した箇所から順次工事を実施予定。
- ▶南側バイパス区間について、約96%の用地を取得。用地買収を完了した箇所から順次工事を実施。



阪奈道路辻町インターチェンジのフルランプ化

- ▶地元理解を得るため市と協力して取組中。

県道702号(大阪枚岡奈良線)の拡幅整備

- ▶用地買収を実施中(約62%の用地を取得済み)。用地買収を完了した箇所から順次工事を実施。

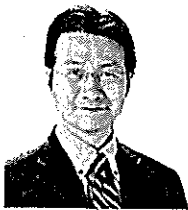
竜田川の河川改修

- ▶生駒工区について、順次河川改修を実施中。
- ▶菜畑工区について、小瀬工区完了後、事業化を検討。
- ▶小瀬工区について、平成30年度に上井出井堰の補償契約を完了。松本井堰について引き続き交渉中。バリアフリー基本構想、国道168号バイパス計画等と調整しつつ浸水被害軽減対策を検討中。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 樋口清士					
年 月 日	令和3年12月10日				
表題と発行部数	広報紙「樋口清士県政報告 令和3年秋号」 30,200部発行				
対 象 者	生駒市内				
発行目的	9月議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 95% その理由 (掲載記事は全て県政に関するものであり、顔写真、氏名の面積分を5%として、按分率を95%とした)				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和2年度決算議案の審査概要 (主な質疑等の内容) ◆一般質問の概要 ◆新型コロナウイルス感染症対策の概要 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の精算	領収書番号
	制作費	株式会社プットアップ・スタイル	131,370円	@4.35×30,200部	20
	新聞折込	スタイル	92,070円	@3.10×29,700部	20
	※全て95%充当 合計 245,784円 (223,440円×1.1) ×95%=233,494円				
備考	※30,200部のうち500部は個別配布用 添付資料: 「樋口清士県政報告 令和3年秋号」				

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



樋口清士 県政報告

Kiyohito Higuchi NEWS

ひぐち きよひと

令和3年・秋号

発行

【発行責任者】 樋口清士
〒630-0221
奈良県生駒市さつき台1-650-136
TEL&FAX:0743-76-8779
E-mail: higchan@outlook.jp

令和3年9月定例会 決算審査

令和3年9月定例会において、令和2年度決算議案の審査が行われ、可決、認定されました。

決算審査において、各行政分野にわたる26項目について質問を行い、今後の事業改善や令和4年度の予算化に向けての指摘を行いました。以下に主な指摘事項についてご報告いたします。

県域における地域福祉推進事業



県では複合的な問題を抱える県民一人ひとりに寄り添い、問題解決に向けて関係機関にちなぎ、支援するためにコミュニティソーシャルワーカーを育成し、市町村に配置する取組を進めています。これまで社会福祉士を中心に

265人の方が講習を終えています。未だその活用ができていないことから、他の様々な専門職と連携・調整しながら問題解決に当たるための仕組みづくりを急ぐよう要請しました。

地域医療の充実



新型コロナウイルス感染症への対策を行う中で、県内の医療機関の役割分担と連携体制が強化されてきました。また、自宅療養者への対応のために地域の診療所の協力体制が整えられました。これらの取組は、現在県が進めている医療機能の分化と連携、在宅医療の強化に繋がることから、昨年度来の成果を活かし、今後の地域医療の体制強化に向けた取組をさらに推進するよう要請しました。

水道施設の維持管理

県が管理する配水事業に係る管路は約320kmで耐震化率は78.5%。現状では問題はないものの、平成27年度に策定した更新計画によれば、令和4年度以後、本格的に更新事業を進めなければならないことから、事業費を平準化できるよう計画的に更新するよう要請しました。

県内市町村の水道施設については、基幹管路の耐震化が遅れ、管路の老朽化が進んでいます。また、市町村によって更新の進捗に大きな差があります。そこで、水道事業を統合する前に、負担の公平性を担保するための取組を進めるよう要請しました。

文化財活用推進事業



県では、文化資源のデータベース化が進められているものの、資源数が豊富にあるが故に遅々として進んでいません。

令和3年に策定された「奈良県文化財保存活用大綱」に「未指定文化財を含む悉皆的調査とデータベースの整備が必要」と示されていることから、重点的に事業推進を行う期間を定めて事業予算を増額し、データベース化を加速化することを要請しました。

オンライン配信支援事業



コロナ禍にあって文化振興に係るイベント等の中止や一部参加者を制限した開催など、その活動が大きく制約されています。

その中で、昨年度はオンライン配信を行う団体に対して支援を行い、従来の来場者数以上の視聴者を得るなどの成果を得ました。このような成果を踏まえ、今後、リアルとオンラインのハイブリッド型の文化振興施策のあり方を検討し施策化するよう要請しました。

企業誘致に向けたインフラ整備

県では現在、年間30件の企業立地を目標に掲げ、誘致事業に取り組んでおり、過去2カ年で60件の企業が立地しました。現状では、まとまりのある用地が不足しており、個別に用地を斡旋することとなっているため、住宅、工業、農地等が無秩序に混在する可能性をはらんでいます。そこで、工業団地等の整備を急ぐ



とともに、計画的な土地利用を前提とした誘致(用地の斡旋)を行うよう要請しました。

砂防事業



県では、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りによる土砂災害のおそれのある区域として、10,810箇所土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、9,832箇所土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を指定しています。現在「奈良県土砂災害対策施設整備計画」に基づき、レッドゾーンを中心に優先的に実施すべき事業を設定し進捗中です。しかし、未だ各ゾーンにおいて必要となる砂防事業等の全容が把握できていません。そこで、長期的な視点に立って必要な事業を洗い出すとともに、計画的に事業を実施するよう要請しました。

一般質問

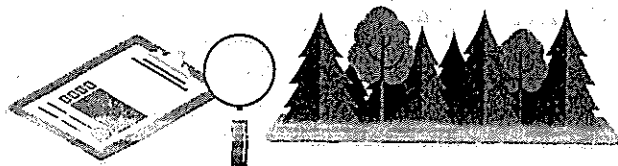
9月定例会では、3つの施策について一般質問を行いました。以下に質問の概要をご報告いたします。

新たな土地利用の仕組みの構築

現行の土地利用制度は人口増加、経済成長の時代に乱開発による自然環境破壊等を背景として整備されたものあり、人口減少に伴う空家・空き地の増加による市街地のスポンジ化、農地・森林での管理放棄地の増加など、近年の問題に対応することが困難となっています。

奈良県では、令和2年2月に「奈良県土地利用に関する懇談会」を設置し、専門家を交えて新たな土地利用制度の仕組みづくりに向けた検討が進められています。

そこで、地理空間情報のデータベースの整備と提供、広域的視点から合理的な土地利用のあり方を示す方針の提示、市町村間・政策分野間を総合調整するための仕組みづくりに取り組むよう要請しました。



新たな森林環境管理制度

現在、奈良県ではスイスの森林管理制度をモデルとして新たな森林環境管理制度の構築に取り組んでおり、令和2年3月に関連条例を制定、森林環境維持向上と県産材の利用促進のための指針を作成し、令和3年4月には奈良県フォレスタア카데미を開校しました。

今後、制度の確立と運用を進めるため、高度かつ専門的な調査研究を担う人材の育成、森林組合のない都市近郊区などの森林の管理を担う人材や事業所の育成、森林の管理・利用に係る川上から川下までの産業育成と産業連関(奈良モデル)の構築に取り組むよう要請しました。

大和川流域の総合治水対策

近年の激甚化する豪雨災害の状況等を踏まえると、大和川流域の治水対策の強化が求められています。奈良県域では亀の瀬狭窄部がボトルネックとなっているため、特に雨水貯留対策の強化が急務となっています。しかし、市町村の計画達成率は66%と遅れており、6市町が50%に満たないなど、市町村により格差が見られます。

そこで、対応が遅れている市町が危機意識を持てるよう目標の設定と進捗状況の見える化(計画策定)を行うこと、進まない要因・問題点を明らかにし必要な支援(マンパワー、ノウハウなど)の提供に取り組むよう要請しました。

新型コロナウイルス感染症対策

これまでの取組の検証と今後の方針

これまでの取組を検証し、国等の対処方針では効果が十分に検証されないまま対策が継続されてきたことを踏まえ、「物事を科学的に捉えること」、「体験に学び、常に改善すること」、「専門的知識、合理的な根拠に基づいて行動すること」の必要性とともに、ウイルスが消滅する可能性が低いことを前提に持続力のある対処を行うことの必要性を確認しました。

その上で、「重症者、死亡者を減らす医療体制を提供する」、「ワクチン接種を促進して重症化予防、感染防止を進める」、「感染防止に配慮しながら日常生活を取り戻す」を重点として、第6波に備えつつ、日常を取り戻す取組を進めることとしています。



医療体制の提供

第6波の到来に備えて、●通常医療との両立を目指したコロナ対応病床(468床)の運用と入院病床機能の強化(妊婦や子どもの病床確保、中和抗体の治療体制の強化など)、●保健所業務の再編・効率化による機能強化、●宿泊療養施設の確保・充実(10月に182室をさらに確保し現在計1,136室)、●医師会の協力のもと自宅療養者に対する往診体制の整備(228の病院・診療所が協力)といった取組を進めています。

ワクチン接種の促進

各市町村において進められているワクチン接種を加速化するため、奈良県が主体となって10月5日から30日までの間、広域ワクチン接種会場(2箇所)を設置し、計1万回分の接種を実施しました。



日常生活を取り戻す取組

奈良県では、安全な店舗等の県民利用を促進するため、飲食店・宿泊施設の認証制度を創設し、5月末から認証を開始、制度の周知と普及に取り組んでいます。今後、「ワクチン接種で安心飲食キャンペーン」、「いまなら。キャンペーン」、「Go To Eat事業」の実施を予定しており、その準備を行いつつ実施時期を検討しているところです。(11月から一部の事業で事前の応募が始まっています。)

奈良県では、感染が縮小しつつある現状を踏まえ、9月29日に新たな対処方針を公表しました。以下に、その概要をご報告いたします。